



Title	母子寡婦福祉資金（修学資金）貸付制度の現状と課題に関する調査報告
Author(s)	鳥山, まどか; TORIYAMA, Madoka; 岩田, 美香 他
Citation	教育福祉研究, 11, 43-65
Issue Date	2005-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28383
Type	departmental bulletin paper
File Information	11_P43-65.pdf



母子寡婦福祉資金（修学資金）貸付制度の現状と課題に関する 調査報告

鳥山 まどか・岩田 美香

1. 調査の目的と概要

(1) 調査目的

本研究は、母子寡婦福祉資金貸付制度、なかでも修学資金についての利用効果に関する分析を主な目的としている。しかしこれまで、この制度に関するデータの積み上げは、ほとんど成されておらず、単に償還率の把握に終わっていた。そこで、まず利用者の生活実態や運用面においての問題点、制度利用後の子どもたちの状況や返済についての基礎的データを提供することを通して、この制度の意義を考えていくものとする。

なお、本研究は「福祉資金貸付制度の効果と課題に関する研究」（代表：青木紀、厚生労働省科学研究費補助金・政策科学推進研究事業・課題番号H-16-政策-004）の交付を受けた研究の一部である。

(2) 実施した2種類の調査についての概要

上記目的にそって、札幌市および北海道内の2地域において、以下の2つの調査を実施したが、本報告では札幌市についての結果を報告する。

1) 「2003年度申請書」による調査

① 手続きと期間

札幌市の協力を得て、2003年度に申請を受けた母子寡婦福祉資金・修学資金の申請書類の中から分析項目についてのみ抽出し、提出してもらった。分析対象世帯は、全部で136世帯であり、そのうち10世帯が寡婦世帯であった。調査時期は、2004年12月～2005年2月である。

② 調査内容

- ・借入れのための進学先、貸付決定金額、連帯保証人の続柄
- ・母子になった理由、子どもの数

- ・申請者の職業・月収、申請者以外の月収
- ・生活保護受給の有無、児童扶養手当の有無

2) 利用者へのアンケートによる調査

① 手続きと期間

札幌市との共同調査として、2003年度までに修学資金を利用した母子家庭および寡婦家庭の母親に対して、郵送による質問紙調査を実施した。利用者のプライバシーの保護から、宛名書きは札幌市が実施した。2003年度までの借受け世帯のうちから、「申請者が母親」であり、「複数の子どもに対して借受けている場合には第一子の申請」である1,511世帯を選び出し、800世帯をランダムに抽出して郵送した。回収は郵送により実施したが、宛名先不明で5通が返送され、265通を回収した（返送を除いた回収率33.3%）。そのうちデータが不備である12票を除いた253票を分析対象とした。期間は、2005年1月中旬に発送し、2月15日までに返送されたものを対象とした。

② 調査内容

- ・資金を利用するための進学先（高校か、高校より上の学校か）
- ・資金の利用の内容（借入額とその評価）
- ・資金利用のいきさつ（情報の入手、家庭の状況、他の借入れについて）
- ・資金申し込みの手続き（申し込み手続きの評価、連帯保証人の現状、子どもとの相談）
- ・資金利用後の子どもの状況（学校入学後の状況、就職の状況、現在の子どもの状況）
- ・母親の生活状況（子どもとの同居の有無、母親の生活状況、世帯年収）
- ・資金の返済について（返済の状況、返済についての困難さ）
- ・資金利用の感想（資金に対する評価）

3) 今後の調査予定

今後は上記の調査に加え、2)におけるアンケート調査において承諾を得た利用者への面接調査を実施する予定である。さらに次年度には、道外において一連の調査を実施することとなっている。

2. 「2003年度申請書類」による調査

この調査は、後述のアンケート調査における被調査者のサンプリングの偏りを補う意味で、一年間の申請者全体の分析を試みた。

(1) 借入れの様子

2003年度の借入れの136世帯のうち、高校進学のために資金を利用した世帯は34世帯(25%)、高校より上の学校への進学(以下、大学等進学)のためは102世帯(75%)であり、大部分が大学等進学のために利用していた。さらにその内訳を見ると、高専2人・短大35人・大学43人・専修学校22人となっている。

貸付の決定金額は、高校進学の場合は、最低金額54,000円～最高金額540,000円と、約10倍の開きがあり平均金額は263,968円である。一方、大学等進学の場合についても最低金額90,000円～最高金額1,098,000円と貸付額に開きがある

が、かかる費用が高額であるため、その平均金額も598,771円となっている。貸付金額毎の分布は表1の通りである。

また、貸付を受ける際に必要な連帯保証人の続柄についてみると親族が中心であるが、その内容は多岐に渡っている。申請書類に記載された内容をまとめたものが、以下の表2、表3である。

(2) 利用者の属性

1) 世帯の状況

貸付を受けた母子世帯の状況を見ると、高校進学では全ての母親が離婚により母子世帯となっている。大学等進学においても88世帯は離婚によって母子世帯となっており、夫の死亡によるものは13世帯である。子どもの数では、高校進学・大学

表1 貸付決定額 (単位 人、%)

	高校進学	大学等進学
10万円未満	3 (8.8)	1 (1.0)
10万以上～30万円未満	16 (47.1)	8 (7.8)
30万以上～50万円未満	13 (38.2)	27 (26.5)
50万以上～70万円未満	2 (5.9)	28 (27.5)
70万以上～100万円未満	0 (0.0)	36 (35.3)
100万円以上	0 (0.0)	2 (2.0)
合計	34 (100.0)	102 (100.0)

表2 連帯保証人の続柄 (高校進学)

(単位 人、%)

続柄	内訳 (申請書への記載通り)
親	4 (11.8)
きょうだい	10 (29.4)
子ども	1 (2.9)
その他の親戚	13 (38.2)
知人	5 (14.7)
その他	1 (2.9)

表3 連帯保証人の続柄 (大学等進学)

(単位 人、%)

続柄	内訳 (申請書への記載通り)
親	9 (8.8)
きょうだい	31 (30.4)
子ども	3 (2.9)
その他の親戚	30 (29.4)
知人	24 (23.5)
その他	5 (4.9)

等進学ともに「2人」が最も多く、次いで「1人」となっている（表4）。

家族構成では、高校進学で1世帯のみが祖母との同居世帯であり、大学等進学では10世帯に祖父母が記載されていたが、大部分の母子・寡婦世帯は母子のみで生活している（表5）。

2) 申請者の職業と収入

申請者の職業も、職種と雇用形態とが混在する

表4 子どもの数（単位 人、%）

	高校進学	大学等進学
1人	10 (29.4)	33 (32.4)
2人	20 (58.8)	57 (55.9)
3人	3 (8.8)	11 (10.8)
4人	0 (0.0)	1 (1.0)
5人	1 (2.9)	0 (0.0)
合計	34 (100.0)	102 (100.0)

表5 母子以外の同居者
(単位 人、%)

	高校進学	大学等進学
祖母	1 (2.9)	7 (6.9)
祖父	0 (0.0)	1 (1.0)
祖父母	0 (0.0)	2 (2.0)
なし	33 (97.1)	92 (90.2)
合計	34 (100.0)	102 (100.0)

形で多様に記載されていた。それを厚生労働省「全国母子世帯等実態調査」の職業カテゴリに沿って再分類したものが表6である。なお、無職であるのは高校進学で2人(5.9%)、大学等進学で13人(12.7%)である。

母親の月収金額についても、高校進学で最低60,000円～最高439,739円(平均165,095円)と、かなりの開きはあるが、半数以上が10万～20万円未満に属している（表7）。

また、母親以外の世帯員による収入はないという世帯が半数を超えている（表8）。児童扶養手当は、高校進学で28人(82.4%)・大学等進学で44人(32.4%)が取得しており、生活保護は、高校進学で4人(11.8%)・大学等進学で15人(11.0%)と1割程度が受給していた。

表7 申請者の月収（単位 人、%）

	高校進学	大学等進学
0円	0 (0.0)	6 (5.9)
1円～10万円未満	8 (23.5)	11 (10.8)
10万～20万円未満	18 (52.9)	59 (57.8)
20万～30万円未満	6 (17.6)	22 (21.6)
30万円以上	2 (5.9)	4 (3.9)
合計	34 (100.0)	102 (100.0)

表6 申請者の職業（単位 人、%）

	高校進学	大学等進学	内訳（記載通り）
専門的・技術的職業	4 (11.8)	14 (13.7)	看護師、准看護師、看護助手、介護士、介護福祉士、介護職、訪問介護員、デザイナー、ニットソーイング教室インストラクター、ピアノ教授
管理的職業	0 (0.0)	1 (1.0)	団体役員
事務	15 (44.1)	35 (34.3)	会社員、事務員、集金員、営業職員、商品管理、団体職員
販売	5 (14.7)	10 (9.8)	販売員、店員、金融・保険業、生命保険外交員、卸売業、販売店員、洋服販売員、婦人服販売レジスター係
農林・魚業	0 (0.0)	1 (1.0)	農業
技能工・生産工程及び労務	2 (5.9)	4 (3.9)	清掃員、配送業、清掃業、清掃パート
サービス職業	2 (5.9)	9 (8.8)	アートメイクアーティスト、ホームヘルパー、ヘルパー、キャディ、サービス業、司会業、美容師
その他	0 (0.0)	1 (1.0)	業務員
従業上の地位のみ記載	4 (11.8)	14 (13.7)	パート、派遣社員、自営業
無職	2 (5.9)	13 (12.7)	
合計	34 (100.0)	102 (100.0)	

注) 再分類は、原則として「日本標準職業分類」に従った。

表8 申請者以外の世帯員の月収
(単位 人、%)

	高校進学	大学等進学
0円(なし)	19 (55.9)	51 (50.0)
1円～10万円未満	11 (32.4)	17 (16.7)
10万～20万円未満	2 (5.9)	13 (12.7)
20万～30万円未満	2 (5.9)	10 (9.8)
30万円以上	0 (0.0)	1 (1.0)
合計	34 (100.0)	102 (100.0)

3. 「母子寡婦福祉資金・修学資金アンケート」による調査

以上の申請者全体の傾向を踏まえながら、以下からは、今回行ったアンケート調査の結果について分析する。この資金は、2人以上の子どもの就学や、高校と大学など、1人の子どもの複数回にわたる就学を利用されることも少なくないが、この調査では、最初に利用した子どもの、最初の借入れを中心に聞いた。なお、回答者を高校や高専への進学（以下、高校等利用者）と、高校卒業後の大学・短大・専門学校等への進学（以下、大学等利用者）とに分けるが、先の申請書類では、高専は「大学等進学」に含まれている。卒業によって得られる学歴から言えば、短大等と同じ「大学等進学」とすべきであるが、このアンケート調査は、「いつの時点で修学資金を利用し始めたか」を基準

表9 高校等利用者の子どもが就学した学校
(単位 人、%)

公立高校	42	(44.7)
私立高校	50	(53.2)
高専	1	(1.1)
無回答	1	(1.1)
合計	94	(100.0)

にしたため、高専は「高校等利用者」に含めることとした（結果として、高専就学に利用したとの回答は1人であった）。

(1) 修学資金利用の内容

1) 修学資金を利用した学校

有効回答 253 票のうち、高校等利用者は 94 人 (37.2%)、大学等利用者は 159 人 (62.8%) であった。

大学等利用者の大部分が私立の学校への就学にこの資金を利用している一方(表10)、高校等利用者の4割強は公立高校への就学に利用している(表9)。

2) 借入れの内容

この調査の対象は修学資金利用者であるが、高校等利用者の47.9% (45人)、大学等利用者の39.0% (62人)は、同時に就学支度資金も利用している。就学支度資金も含めた借入れの総額は、高校等利用者では100万円未満まででおよそ8割を占める。一方、大学等利用者の借入額はより大きい者が多く、200万円以上利用している者も2割を超える(表11)。

この金額について、高校等利用者では55.3% (52人)、大学等利用者では71.7% (114人)が、

表10 大学等利用者の子どもが就学した学校
(単位 人、%)

公立大学	15	(9.4)
私立大学	75	(47.2)
私立短期大学	18	(11.3)
公立専門学校	2	(1.3)
私立専門学校	42	(26.4)
その他	4	(2.5)
無回答	3	(1.9)
合計	159	(100.0)

表11 借入れの総額
(単位 人、%)

	10万円未満	10-30万円未満	30-50万円未満	50-100万円未満	100-150万円未満	150-200万円未満	200万円以上	無回答	合計
高校等利用者	4 (4.3)	18 (19.1)	23 (24.5)	29 (30.9)	12 (12.8)	4 (4.3)		4 (4.3)	94 (100.0)
大学等利用者	1 (0.6)	4 (2.5)	2 (1.3)	25 (15.7)	44 (27.7)	45 (28.3)	34 (21.4)	4 (2.5)	159 (100.0)

注) 就学支度資金を同時に利用している場合には、修学資金と就学支度資金の借入れ総額。

子どもを学校に行かせるには「足りなかった」としている。アンケートの最後の設問として設けた自由回答（以下、自由回答）でも、以下のような借入額に関する記述が見られる。

- ・対象が入学金と授業料に限られており、私学等は、それ以外の施設費、諸費がほぼ月納入金の半額位になる為、全てを貸付対象にしてほしい。年間予算はあるでしょうが、担当者によって貸付額を満額でなく、おさえられるのは、困ります。（高校等利用者）
- ・金額の少なさが、どうかと思う。入学する学校が、市内、市外で借入れが出来る、出来ないという点も問題。市内であっても市外と変わらないぐらい交通費等が必要な場合がある。（高校等利用者）
- ・公的資金の借入がなければ、母子家庭の場合、ほとんど大学・専門学校への進学が厳しいので、私の場合は、2人共利用する事ができ、大変ありがたく思っています。ただ利用金額があまりにも少なく、そのために生活自体は、かなり困窮しておりました。（大学等利用者）
- ・母子福祉資金だけでは、足りず、育英会・大学と三ヶ所借りて、現在33歳の息子は、給料・ボーナス引きで返却しております。（大学等利用者）
- ・その学校により授業料の額が違いすぎるので、本当はその大学に合わせての授業料を払えるだけ個人個人の金額を考えて借してほしい。そうすると借入先が1個所ですんでいいかなと思います。（大学等利用者）
- ・資金を借りてとても助かりました。しかし、次

男が大学に行く為に借りたいと思いましたが、納得の行く金額が借りる事が出来なかった様に思います。（大学等利用者）

- ・現在の借入金だけで、進学する事は大変難しく、進学する気持ちのある子供にはもう少し、金額的に考えてほしいと思いました。決められた借入金+アルバイトをしてもつづけられない金額は、ある程度余裕のある人が借りる制度かな？とも思いました。（大学等利用者）

では、母子寡婦福祉資金からの借入れのみでは足りなかった場合は、不足分をどのようにして補ったのだろうか。図1に示したように、最も多くとられている方法は、生活費の切り詰めであり、高校等利用者75.0%（39人）、大学等利用者69.3%（79人）が行っている。預貯金を使ったという者は大学等利用者57.0%（65人）であるのに対し、高校等利用者は30.8%（16人）とそれほど多くないが、不足分を補えるような預貯金が無かった者も少なくないためであると考えられる。生活保護費から補った者は大学等利用者が5.3%（6人）であるのに対して、高校等利用者では25.0%（13人）であり、ここでの高校等利用者には、子どもの就学当時、生活保護を受けている世帯が多かったことが推察される。また特に、大学等利用者の子どもの71.9%（82人）がアルバイトで不足分を補っている。

（2）修学資金利用の経緯

1）どのように制度を知ったか

母子寡婦福祉資金という貸付制度があり、子どもの就学に必要な資金を借りられることをどのよ

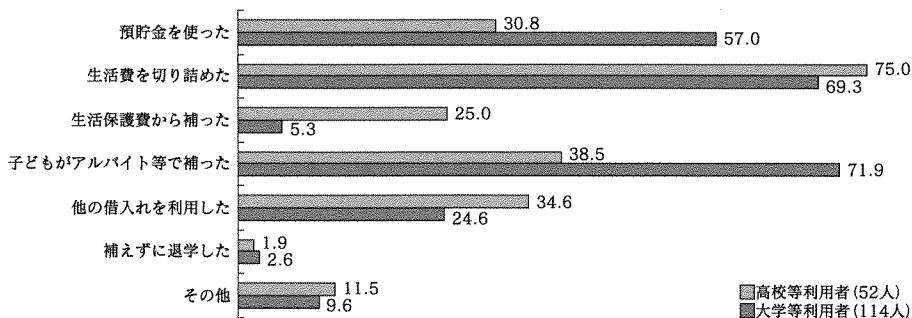


図1 足りなかった分はどのように補ったか（単位 %）

うに知ったかについて、複数回答の形でたずねた(表12)。高校等利用者、大学等利用者ともに、区役所などで知ったという回答が多い。この回答には母子自立支援員や生活保護ケースワーカー等も含まれている。次いで、パンフレットや広報誌で知ったとの回答が多くなっている。また、大学等利用者では、知人に紹介されたとの回答も2割と、高校等利用者に比べて多くあげられている。

しかし、自由回答には、一般的にはこの資金はよく知られていないのではないかとの記述も見られる。

- ・この制度および他の制度の内容が事前にわからなかったため、もっとパンフレットとか広報とかがあればいいと思います。資金のことで目度がたてられるので。(高校等利用者)
- ・このような制度を利用して進学が可能になることを知らない方が多いように思えます。返すのは本人ですが、こういう制度を調べるのは、親の義務だと思います。本当に助かりました。(高校等利用者)
- ・母子福祉資金制度がある事が知らない人が沢山います。教えてあげましたが、連帯保証人が大変だと言ってます。私の場合は保証人がいたので助かりました。(高校等利用者)
- ・母子家庭の子供達が高校、大学と学ぶことが出来る希望をつなぐ制度ですが、知らない人が多いと聞きますし、保証人探しで苦労したとも聞きます。返済する人が少ないとも聞きますが、どうか子供の権利のためにこの制度、守ってください。(高校等利用者)
- ・たまたま利用するチャンスに恵まれました。知

らない方もまだいると思います。もう少し多くの方に知る事をすすめたら、と思います。(大学等利用者)

- ・このような公的な制度があるというのは全く知りませんでした。人づてに聞いて頼みましたが、もう少し、他の進学したい母子の方々にもわかるよう、広く開けた制度であって欲しい。私の家の様に、二人子供が無事大学を卒業することが出来るのだから。その後世の中に大変役立つ子になっていますので。(大学等利用者)
- ・初めの2年間、知らなかったため、3年生から利用させてもらいました。もっと学校の方とかでもこの制度を教えてもらえれば助かりました。2年間は、銀行の教育ローンを使いました。(大学等利用者)

2) 修学資金の利用に結びついた出来事

図2は、修学資金を利用するきっかけとなった出来事を示している。最も多いのは預貯金の不足であり、高校等利用者71.3%(67人)、大学等利用者79.2%(126人)となっている。欄外への記入や自由回答からは、この「預貯金の不足」という回答には、そもそも預貯金がないという者も多く含まれていることがうかがわれる。また、やはり自由回答からうかがわれることであるが、たとえ失業や疾病といった出来事に遭わずとも、収入の低い母子世帯には、子どもの就学に必要な費用を準備することは難しい者が多いようである。

- ・質問内容が答えに的確でない所がありました。たとえば母親の収入だけでは、生活するのもやっとで、失業していなくても進学させるのは大変です。日本育英会を受けられる学力があっ

表12 貸付制度を知ったのはどこからか(複数回答)

(単位 人、%)

	市役所・区役所・役場	パンフレット・広報誌	民生委員	知人の紹介	学校の紹介	その他
高校等利用者	53 (56.4)	20 (21.3)	1 (1.1)	13 (13.8)	10 (10.6)	4 (4.3)
大学等利用者	77 (48.4)	38 (23.9)	1 (0.6)	33 (20.8)	10 (6.3)	7 (4.4)

注) 回答者数は高校等利用者94人、大学等利用者159人。「市役所・区役所・役場」には、母子自立支援員、生活保護ケースワーカーを含む。

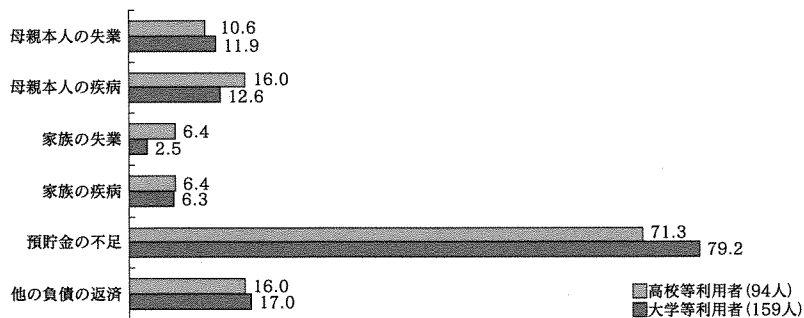


図2 修学資金の利用に関係した出来事 (単位 %)

たから助かりましたが、そうでなければ進学はあきらめざるを得ませんでした。(高校等利用者)

- ・男性と比べて女性の給料体系が低い為、母子家庭になってその現実を思い知らされる。(高校等利用者)
- ・我家の娘は医療系の大学に行っていますが、実際母子家庭では、生活をしていくことが大変で、貯金の余裕はありません。ですから、大学の資金は全額(限度額)を借りましたが、卒業してから月々の返済は大変だと思います。その覚悟を子供がよく理解して、実際に返済を終えた時に、本当に利用して良かったと思えると思いません。(大学等利用者)

3) 修学資金の利用に関する子どもとの話し合い

修学資金の借入れを申し込む際に、この資金を借りることについて、高校等利用者の72.3%(68人)、大学等利用者88.1%(140人)が、子どもと「話し合った」としている。同時に返済についても話し合っている者は、10~15ポイントほど低下し、高校等利用者63.8%(60人)、大学等利用者73.6%(117人)となるが、後から話し合いをした者も高校等利用者で21.3%(20人)、大学等利用者で13.2%(21人)いる。しかし、言い換えると、1割強の者は、子どもとほとんど全く話し合いをせずにこの資金を利用し、返済していることになる。

(3) 申し込み手続き

1) 手続き上の問題

修学資金の申し込みにあたって、手続きが面倒

だったという者は、高校等利用者56.4%(53人)、大学等利用者50.3%(80人)と半数を超える。より具体的な、申し込みに必要な書類をそろえることについては、高校等利用者の61.7%(58人)、大学等利用者の53.5%(85人)が面倒だったとしている。以下の自由回答にも見られるように、特に仕事をしている母親にとっては、書類を取り寄せて、窓口を持っていくための時間をとることも簡単ではない。

- ・用意する書類が多く、期日もあるので、仕事の休日の時に用意しなければならないので、その日が市役所が休みだと大変だった。(高校等利用者)
- ・手続きのめんどうな点、特に書類の多さにはうんざり。取り寄せる書類が多すぎる。(高校等利用者)
- ・申込み時の手続き等が大変面倒でした。保証人の書類も多く大変でした。でも借りる事が出来て助かりました。(大学等利用者)

2) 申し込みから貸付までの期間

借入れの申し込みをしてから、実際に貸付が始まるまでの期間について、高校等利用者の29.8%(28人)、大学等利用者の27.7%(44人)が、日数がかかりすぎたとしている。自由回答には入学金や授業料の納入期限に間に合わないとの記述が見られる。間に合わないために、他から借入れをなくてはならない者も少なくないようである。また、入学金等を期限内に納入できない場合は、事情を学校に説明しなくてはならず、それが心理的な負担にもなっていることがうかがわれる。

- ・修学資金、支度資金どちらも納入期日前には振り込まれず、結局兄弟等に一時借りの事になりました。現在、2人目の子（大学生、二部）も進学にあたり借入れしましたが、他から借り納入しました。その点を今後、考えていただきたいと思います。蓄えなどがあって間に合うなら支度金等、借りの必要がないと思います。ないから借りのです。でも本当に助かりました。返済方法・期間などは良いと思います。良い方向に改善される事を望みます。（高校等利用者）
- ・学費は一括で支払わなければいけないので、私立や専門学校は銀行のローンを利用するしかなく、銀行への支払いに福祉資金をあてていました。せめて一年分、一括で借りられたらと思います。（高校等利用者）
- ・修学金を受けるに至って困難だった事は、保証人と、一括に支払う入学金と授業料です。修学金を受けれる事がわかっていても間に合いません。その為、他からお金を借入しなければならず不安になります。出来ることなら修学金が出た後、学校に支払う事が出来る様なシステムがあると安心して過ごせるのですが……。（大学等利用者）
- ・大学の授業料支払いは年間2回に分けて、修学資金貸付金振込みは年間4回に分けてなので、授業料支払い期日に間に合いません。大学の延納期日は、一ヵ月半、それにも間に合いません。貸付金振込み期日を改善して欲しい。母子世帯という事で、子どもに肩身のせまい思いをさせないように、大学の期日に間に合うようにしてほしい。就学支度資金も同様をお願いします。高校や大学の授業料は、毎年値上がりしたので、その分も貸付してほしいです。支援員に入学金の支払い期日に間に合わないで、入学時に支払う金額は各自で用意して欲しいと言われましたが、母子家庭でそれを貯められる人は、少ないと思う。子供の将来のために、子供の可能性のために、必要金額、期日内貸付に改善切望。（大学等利用者）
- ・入学後に借入れが出来るのは、不合理だと思う。

本当に必要なのは、入学前では？（大学等利用者）

- ・3月、4月に納めなければならない1期分の納入に、5月にならなければ一回目が出ませんので、それがとても困ります。（大学等利用者）
- ・就学支度資金の支給が遅く、入学の準備をするのに大変だったことが残念に思います。（大学等利用者）
- ・入学金支払日までに間に合わなかったのもう少し早くほしかった。（大学等利用者）

3) 連帯保証人について

母子寡婦福祉資金を利用するには、基本的に連帯保証人を設定することが必要である。就学する子どもを借受人とし、母親を連帯保証人とした貸付も行われるようになっているが、このような取り扱いが行われるようになったのはごく最近である。また、無職であるなどで、経済的に自立しているとみなされない場合には、母親が連帯保証人になるという方法をとることはできない。今回の調査は、借受人としてこの資金を利用している母親を対象としており、したがって、全員が別に連帯保証人を設定している。

「札幌市母子及び寡婦福祉法施行細則」では、「連帯保証人は、市内に住所を有し、かつ、独立の生計を営んでいる者」でなければならず、「ただし、市内に住所を有する者を連帯保証人とすることが困難であると認められるときは、(中略)市内に住所を有しない者を連帯保証人とすることができ」とされている。この連帯保証人について、高校等利用者の39.4% (37人)、大学等利用者の34.6% (55人)が、探すのに苦労したとしている。誰に連帯保証人を頼んだかを示しているのが表13である。申請書類の分析結果と同様、多くは親族が連帯保証人となっているが、その中でも特に、母親自身のきょうだいに頼んだ者が多い。また、知人に頼んだ者も、高校等利用者では4割近くいる。

後に見るが、修学資金を利用した感想でも、連帯保証人の設定に抵抗があったとする者が少なくない。以下の自由回答からも、連帯保証人の要件

表13 連帯保証人になったのは誰か

(単位 人、%)

	親	きょうだい	子ども	その他の 親戚	知人	その他	無回答	合計
高校等 利用者	6 (6.4)	38 (40.4)	2 (2.1)	12 (12.8)	34 (36.2)	1 (1.1)	1 (1.1)	94 (100.0)
大学等 利用者	9 (5.7)	83 (52.2)	9 (5.7)	20 (12.6)	36 (22.6)	2 (1.3)		159 (100.0)

注) 回答者である母親からみた統柄。

を満たす人を探すのも大変であるが、連帯保証人を頼むことの心理的な負担も大きいことがわかる。

- ・連帯保証人を札幌市内で頼む場合、探すのが大変で市外の兄弟で良いと言われなければ借りる事が出来ず、進学もあきらめる所だった。(高校等利用者)
- ・保証人の勤続年数・年齢などが厳しく、大変でした。もう少し軽くしてほしいです。下の子の時は、保証人にあてがえないので、借りれません。(高校等利用者)
- ・連帯保証人を自分の年取より多い人に頼まなければならないので大変だと思う。(高校等利用者)
- ・母親に親・兄弟がいなかったので連帯保証人を頼むのに大変だった。(高校等利用者)
- ・今の時代、保証人をお願いする人を探すのが非常に難しいし、相手の家庭に対してもかなりご迷惑をかけてしまう事になった。子供にも精神的な負担をかけることになってしまった。(高校等利用者)
- ・今、連帯保証人を受けないことが常識となっているので、お願いすることは大変で毎年手続きをする時、胃の痛む強いストレスを感じました。でもこの貸付のおかげで大学に進学させることが出来ました。子供のためなら、どんなこともしようと思うので耐えられたと思います。もう1回、子どもの進学があります。母子家庭への支援ならもっと考えたものにして欲しいと思います。(大学等利用者)
- ・保証人をお願いする事に大変苦労した。今の世の中で本当に抵抗も有り、相手も不安だったと

思うと、心苦しく思いました。(大学等利用者)

- ・次男も今年卒業で（通信高校）大学2部受験したいと勉強中ですが、保証人（今までの）が、リストラで今は無職です。再度、修学資金を借りたいと思っていましたが、難しい。手続きで無理と思われるので、生命保険を解約して授業料に当てようと思っています。(大学等利用者)
- ・連帯保証人になって頂ける人が一人しかいなく、その方がリストラされ、次の保証人を探すのに大変苦労しました。職業を持たなくても信頼出来るのならそれでいいのでは？経済的に頼る人がいないから、この制度を利用しているのではないのでしょうか？(大学等利用者)
- ・今現在、まだ学校に行ってるので、借入れている最中ですが、毎年毎年保証人の確認の書類を送ったりするのが、実家が遠い分大変。(大学等利用者)
- ・保証人も札幌近くに住む人などと、きまりがきつい。地方出身者、および私のように父母が他界しているものは大変である。(大学等利用者)

4) 他制度の利用

子どもの就学にあたって、高校等利用者の33.0% (31人)、大学等利用者の31.4% (50人)が、母子寡婦福祉資金以外の借入れも利用している。併用した借入れの内容を示しているのが表14である(複数回答)。最も多く利用されているのは日本育英会(現在の日本学生支援機構)の奨学金で、高校等利用者、大学等利用者とも4割を超える。また、大学等利用者では国の教育ローンを併用している者も36.0%と少なくない。高校等利用者では、国や銀行のローン以外の借入れが比較的に利用されているが、欄外の記述から、ここには、

表 14 母子寡婦福祉資金以外に利用した借入れ（複数回答）

（単位 人、％）

	国の教育ローン	日本育英会	銀行のローン	国・銀行以外のローン	その他
高校等利用者	5 (16.1)	14 (45.2)	2 (6.5)	8 (25.8)	5 (16.1)
大学等利用者	18 (36.0)	24 (48.0)	4 (8.0)	4 (8.0)	10 (20.0)

注) 「他の借入れも利用した」者（高校等利用者 31 人、大学等利用者 50 人）について。回答者数は高校等利用者 31 人、大学等利用者 50 人。

生活福祉資金や私立高等学校奨学会からの借入れのような、公的貸付やそれに類するものと、消費者金融などからの借入れが含まれている。また、「その他」には親類や知人からの借入れが含まれる。

（４）修学資金利用後

１）卒業と進路

現在も在学中の者を除けば、多くの子どもはこの資金を利用して就学した学校を卒業している（表 15）。

卒業後の子どもの進路としては、高校等利用者では進学が、大学等利用者では就職がそれぞれ最も多くなっている（表 16）。しかし、高校等利用者でも、４割の子どもは卒業後の進路として進学ではなく就職という選択をしている。

２）卒業後に就職した子どもの状況

修学資金を利用した学校を卒業後、就職した子どもの就いた仕事は、表 17 に示す通りである。大学等利用者で専門的・技術的職業が４割と高くなっており、学校に行くことで得た資格や技術が、就職に結びついた者も少なくないと推察される。また、雇用形態で見ると、多くは正社員・正職員として仕事に就いている（表 18）。

表 15 子どもは学校を卒業したか

（単位 人、％）

	卒業した	卒業しなかった	在学中	合計
高校等利用者	79 (84.0)	9 (9.6)	6 (6.4)	94 (100.0)
大学等利用者	123 (77.4)	13 (8.2)	23 (14.5)	159 (100.0)

３）卒業後に進学した子どもの状況

高校等利用者では、先の表 16 の通り、卒業した者の半数は進学している。その際、８割以上の者が、何らかの借入れをして子どもを進学させている。利用した制度としては、母子寡婦福祉資金が７割と最も多く、次いで日本育英会の奨学金が３割、国の教育ローンが２割となっている（表 19）。「その他」の記載内容としては、「親類から借りた」などがある。なお、進学した子どもの多くは、現在は仕事に就いている（表 20）。

表 16 学校を卒業した子どもの進路

（単位 人、％）

	就職した	進学した	その他	合計
高校等利用者	31 (39.2)	40 (50.6)	8 (10.1)	79 (100.0)
大学等利用者	111 (90.2)	2 (1.6)	10 (8.1)	123 (100.0)

注) 表 15 で「卒業した」者（高校等利用者 79 人、大学等利用者 123 人）について。

（参考）学校を卒業しなかった子どもの現在の状況

（単位 人、％）

	もう一度学校に行っている	仕事についている	求職中である	その他	合計
高校等利用者	3 (33.3)	3 (33.3)	1 (11.1)	2 (22.2)	9 (100.0)
高校等利用者		12 (92.3)		1 (7.7)	13 (100.0)

注) 表 15 で「卒業しなかった」者（高校等利用者 9 人、大学等利用者 13 人）について。

表 17 卒業後に子どもが就いた仕事の内容 (単位 人、%)

	専門的・ 技術的 職業	管理的 職業	事務	店員	営業・ セー ルス	運輸・ 通信	農林 水産業	製造・ 建設業	技能的 職業従 事者	接客 サー ビス	その他	無回答	合計
高校等 利用者	5 (16.1)	1 (3.2)	6 (19.4)	4 (12.9)	2 (6.5)	2 (6.5)	1 (3.2)	4 (12.9)		4 (12.9)	1 (3.2)	1 (3.2)	31 (100.0)
大学等 利用者	45 (40.5)	4 (3.6)	14 (12.6)	5 (4.5)	12 (10.8)	7 (6.3)		7 (6.3)	2 (1.8)	1 (0.9)	12 (10.8)	2 (1.8)	111 (100.0)

注) 表 16 で「就職した」者（高校等利用者 31 人、大学等利用者 111 人）について。

表 18 卒業後に子どもが就いた仕事の雇用形態 (単位 人、%)

	正社員・ 正職員	嘱託	臨時	パート タイマー	その他	無回答	合計
高校等利用者	24 (77.4)		1 (3.2)	4 (12.9)		2 (6.5)	31 (100.0)
大学等利用者	90 (81.1)	4 (3.6)	6 (5.4)	4 (3.6)	2 (1.8)	5 (4.5)	111 (100.0)

注) 表 17 に同じ。

(5) 現在の生活状況

1) 子どもの状況

現在、高校等利用者の 55.3% (52 人)、大学等利用者の 45.3% (72 人) の子どもは、回答者である母親と別居で生活している。また表 21 から、在学中の場合は別として、多くの子どもが母親から経済的に自立して生活していると言えるだろう。

2) 母親自身の状況

表 22 のように、高校等利用者、大学等利用者とも、およそ 8 割の母親は仕事による収入を得ている。しかし同時に、高校等利用者では 21.3% が生活保護から、13.8% が児童扶養手当からの収入を得ており、大学等利用者と比べて多くなっている。仕事をしている場合の、その内容を示している

表 19 進学の際に利用した制度 (複数回答) (単位 人、%)

	母子寡婦福祉資金	国の教育ローン	日本育英会	生活福祉資金	その他
高校等利用者	23 (69.7)	7 (21.2)	10 (30.3)	1 (3.0)	8 (24.2)
大学等利用者	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

注) 表 16 で「進学した」者（高校等利用者 40 人、大学等利用者 2 人）について。回答者数は高校等利用者 33 人、大学等利用者 1 人。

表 20 卒業後に進学した子どもの現在の状況 (単位 人、%)

	現在も学校に 行っている	仕事につ いている	求職中である	その他	合計
高校等利用者	6 (15.0)	29 (72.5)	1 (2.5)	4 (10.0)	40 (100.0)
大学等利用者	1 (50.0)	1 (50.0)			2 (100.0)

注) 表 16 で「進学した」者について。

のが表 23 である。また、その仕事の雇用形態は表 24 の通りである。高校等利用者で正社員・正職員である者は大学等利用者と比べて少なく、パートタイマーが多くなっている。そのため、就労による収入が低い、あるいは安定しない分、高校等利用者には生活保護を受給している者が多いと考えられる。

表 22 の収入をすべて合計した世帯の年収を示しているのが、表 25 である。世帯によって就労収入のみであったり、生活保護など他の収入が含まれていたり、その内容は異なる。各収入の合計である世帯年収では、高校等利用者と大学等利用者で大きな違いはない。いずれも 200 万円未満である世帯が最も多く、また、7 割を超える世帯が年収 300 万円未満である。「全国母子世帯等調査

(平成 15 年度)」における母子世帯の平均年収は 212 万円であり、一般的にみても収入は低いのであるが、ここでの回答者もその例外ではない。また、学費を用意できずにこの資金を利用した世帯の多くでは、子どもが卒業した後も、経済的な状況が大きく向上することは少ないということでもあろう。

(6) 返済の状況

現在返済中であるのは、高校等利用者 68 人 (72.3%)、大学等利用者 126 人 (79.2%) である。

表 26 は、誰が修学資金の返済をしているかを示している(複数回答)。今回のアンケートの回答者には、子ども自身が借受人となっているものが含まれていないこともあるだろうが、資金を使って就学した子どもが返済に関わっているのは、大学

表 21 子どもはどのように生活しているか

(単位 人、%)

	自分の収入で生活	結婚相手の収入で生活	在学中なので回答者が扶養	卒業したが回答者が扶養	その他	合計
高校等利用者	55 (58.5)	9 (9.6)	14 (14.9)	9 (9.6)	7 (7.4)	94 (100.0)
大学等利用者	111 (69.8)	10 (6.3)	25 (15.7)	6 (3.8)	7 (4.4)	159 (100.0)

表 22 どのように収入を得ているか (複数回答)

(単位 人、%)

	仕事によって	年金	生活保護	養育費	養育費以外の仕送り	児童扶養手当	その他
高校等利用者	74 (78.7)	16 (17.0)	20 (21.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (13.8)	8 (8.5)
大学等利用者	132 (83.0)	29 (18.2)	9 (5.7)	0 (0.0)	2 (1.3)	10 (6.3)	8 (5.0)

注) 回答者数は高校等利用者 94 人、大学等利用者 159 人。

表 23 仕事の内容

(単位 人、%)

	専門的・技術的職業	管理的職業	事務	店員	営業・セールス	運輸・通信	製造・建設業	技能的職業従事者	接客サービス	その他	無回答	合計
高校等利用者	6 (8.1)	2 (2.7)	10 (13.5)	13 (17.6)	6 (8.1)	4 (5.4)	4 (5.4)	6 (8.1)	8 (10.8)	12 (16.2)	3 (4.1)	74 (100.0)
大学等利用者	21 (15.9)	1 (0.8)	31 (23.5)	15 (11.4)	9 (6.8)	2 (1.5)	5 (3.8)	8 (6.1)	6 (4.5)	27 (20.5)	7 (5.3)	132 (100.0)

注) 表 22 で、「仕事によって」収入を得ている者(高校等利用者 74 人、大学等利用者 132 人)について。

表 24 勤め先での雇用形態

(単位 人、%)

	正社員・ 正職員	嘱託	臨時	パート タイマー	自営・ 内職	その他	無回答	合計
高校等利用者	25 (33.8)	1 (1.4)	1 (1.4)	35 (47.3)	6 (8.1)	5 (6.8)	1 (1.4)	74 (100.0)
大学等利用者	54 (40.9)	8 (6.1)	4 (3.0)	46 (34.8)	10 (7.6)	8 (6.1)	2 (1.5)	132 (100.0)

注) 表 23 に同じ。

表 25 税込の世帯年収

(単位 人、%)

	200万円 未満	200-300 万円未満	300-500 万円未満	500-700 万円未満	700-1000 万円未満	1000万円 以上	無回答	合計
高校等利用者	43 (45.7)	27 (28.7)	12 (12.8)	7 (7.4)	1 (1.1)	1 (1.1)	3 (3.2)	94 (100.0)
大学等利用者	79 (49.7)	45 (28.3)	20 (12.6)	8 (5.0)			7 (4.4)	159 (100.0)

注) 表 22 の収入すべての合計。

等利用者でおよそ 6 割、高校等利用者では 3 割にとどまる。

また、表 27 はどこから返済しているのかを示している(複数回答)。給料などから返済しているという回答が多くなっている。

大学等利用者は借入総額が大きいこともあり(表 11)、1 ヶ月あたりの返済額が大きい者が多くなっている(表 28)。

月賦ではなく年賦や半年賦で返済している者も少なくないようで、自由回答には月賦にしてほしいとの記述もなされている。また、収入が少ないために(表 25)、返済の回数を増やして、一回あたりの金額を小さくした方が返済しやすいとの記述も見られる。

・返済は半年払いだったのですが、支払いが苦しく、月々の支払いにいただいたのですが、

表 26 返済しているのは誰か(複数回答)

(単位 人、%)

	子ども	母親(回答者)	子どもの祖父母	連帯保証人	その他
高校等利用者	18 (31.0)	46 (79.3)	1 (3.4)	1 (1.7)	1 (1.7)
大学等利用者	63 (58.3)	60 (55.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

注) 「現在返済している」者(高校等利用者 68 人、大学等利用者 126 人)について。回答者数は高校等利用者 58 人、大学等利用者 108 人。祖父母が連帯保証人でもある場合は「子どもの祖父母」としている。

表 27 どこから返済しているか(複数回答)

(単位 人、%)

	給料など	年金	生活保護	預貯金	他からの 借入れ	その他
高校等利用者	49 (81.7)	5 (8.3)	5 (8.3)	0 (0.0)	1 (1.7)	2 (3.3)
大学等利用者	94 (89.5)	5 (4.8)	2 (1.9)	4 (3.8)	1 (1.0)	1 (1.0)

注) 「現在返済している」者について。回答者数は高校等利用者 60 人、大学等利用者 105 人。

表 28 一ヶ月あたりの返済額

(単位 人、%)

	5,000円未満	5,000-10,000円未満	10,000-15,000円未満	15,000-20,000円未満	20,000円以上	無回答	合計
高校等利用者	18 (26.5)	23 (33.8)	14 (20.6)	6 (8.8)	2 (2.9)	5 (7.4)	68 (100.0)
大学等利用者	2 (1.6)	24 (19.0)	34 (27.0)	42 (33.3)	13 (10.3)	11 (8.7)	126 (100.0)

注)「現在返済している」者について。

次の年には、また半年払いに戻ってしまい、やはり支払いが苦しく、月払いにさせていただこうと思い電話をしたのですが、祝日だったりで、私は仕事をしていますので、なかなか電話する時間もなくて……。一度の電話で最後まで月払いにさせていただけると助かるのですが……。(高校等利用者)

- 修学資金と就学支度資金の両方を借入れた為、返済額が月額¥18,611 となります。私には高額です。月々の収入の一割以上となりますので、出来る事なら、長期間になりますが、もう少し支払い易い金額にさせていただけると有難いと思いますが……。(高校等利用者)
- 返済の回数(年数)を短い回数にしてほしいと自立支援員に言われましたが、それは、支援員の方が上司から短期にすることを勧める様に指導されていると言っていました。私は、最高限度回数が何回までとなっているのかたずねました。返済の月額が少ないほど負担にならず、楽に返すことが出来れば、毎月の生活も助かると思っているからです。回数が短かければ、一回の金額も多くなり滞納の元になる。支援員の方は、長期になると内訳書が手書きになるので……とも言っていました。私の様に毎月の給料が少ないものは、毎月少ない金額の方が、長期返済になっても助かります。(高校等利用者)
- 下の子の時も借りたが、その時担当の女性の方から無理に返済期間を50回にされた。現在2万少し返済しているのが少々きつい。(大学等利用者)

現在の時点で、6ヶ月未満の滞納の状態にある者が、高校等利用者の22.1%(15人)、大学等利

用者の10.3%(13人)、また、6ヶ月以上の滞納状態にある者が、高校等利用者の17.6%(12人)、大学等利用者の7.1%(9人)いる。高校等利用者は、大学等利用者と比べて1ヶ月あたりの返済額は少ないものの、滞納をしている者が相対的に多い。

しかし図3に示したように、大学等利用者と同様に、高校等利用者もその多くが、返済のために日常生活費の節約をしたり、外出費や交際費を控えたりしている。一方で、高校等利用者では家賃や水道光熱費などの支払いが遅れている者が33.8%(23人)、修学資金の返済のために他から借入れをしている者が23.5%(16人)と、厳しい経済状況におかれている者も少なくないと考えられる。

以下のように、自由回答にも滞納に関する記述や、滞納はしていなくても返済が苦しいという記述が見られる。

- 自分も子供も収入が少なく、どう返済していけばいいのか悩んでいます。生活保護を受け、自己破産をしている状態で、どうやって支払っているのか悩んでいます。子供の給料だって10万以下で、生活するだけでも大変なのに……どうしていいのか……。 (高校等利用者)
- 返済が遅れている事に対して、大変申し訳ないと思いつつも、毎日の生活に追われ、滞納しています。一度、区役所に相談した所、子供にも協力してもらいなさいと言われてましたが、子供は子供で育英会の返済をしているので、なかなか協力して欲しいとは言えません! (高校等利用者)
- 支払い出来ない時がありました。係の方からサ

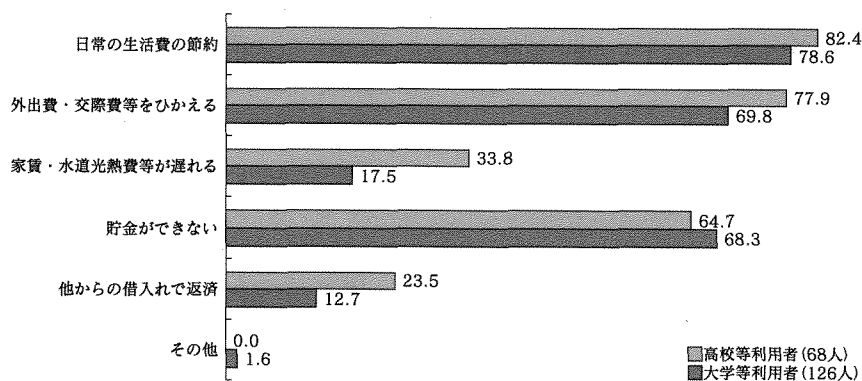


図3 返済によって以下のようなことはあるか（単位 %）

ラ金のようにTELでやられ、体も悪い時でしたし、より悪くなり、支払いもしたくなくなり、今も強く、その気持ちからはなれません。保護課の人と連絡をとり、とても一言では言えません。（高校等利用者）

- ・一時、病気になり入退院くり返す事があり、利用させて頂き、以前の収入も生活保護受けている方よりも半分くらいの収入で、支払いが遅れ、ご迷惑かけました。（高校等利用者）
- ・借りる時は支払いできると思いましたが、途中で病気をし働けなくなった時に返済する事になった時に、借りた事に……二度と借りたくないと思いました。返済は大変だという事も、借りる時は何があっても返済するという事にも、心構えが必要だと思います。（高校等利用者）
- ・高校の後、子どもは短大の進学を希望し、ダメならあきらめると言われたが、何とか行かせてやりたいくて、母子寡婦福祉資金も借りましたが全然足りずに、他からも借入したので返済が大変です。一ヶ所でもまとめて借りる事ができたら、複数の返済にならなくて、もう少し返済も楽になるかと思えます。（高校等利用者）
- ・今、10万そこそこのパート事務で返済しています。かなり苦しいです。少し前、4ヶ月位まで他の会社に勤めていた（リストラされた）が、数回入院し、退院してから返済の猶予をお願いしましたが、ダメと言われました。体力的につらかったので少しでも体を楽したいと思ったのです

が、無理して働いてまたダウン。そしてリストラです。手足がその無理のせいで動きが悪くなり、そんな体でもやとってくれる会社はパートの安いのみしかありませんでした。体が回復するまで猶予してくれてたら、今こんなへたな字を書かなくてすんだのに。手足が悪くなければ、もっと高い給与の会社に行けたのに。（高校等利用者）

- ・公立高校受験の失敗により、私立高校に行く事になり、高額の入学金、月謝の高さが家計にひびき、その為、お借り致しました。本人の希望により翌年、公立高校を受験し、合格したのですが、学校が変わった為、その年から支払いを始めました。そのへんをもう少し考えていただけたらと思いました。正直、その年の支払いはきつかったです。（高校等利用者）
- ・20年返済でお願いし、あと4年位で支払いが終わります。母子家庭になってからは、二人暮らしで生活してきましたが、親に頼ることは無理な中、自分が病気になった時、又死んだ時などの不安の中、娘にも話をし、きりつめてきりつめて生活しました。娘が高校2年の時、足を悪くして仕事をやめざるを得なくなり、失業しました。（高校等利用者）
- ・私は、子供が4人いまして、4人目は現在小学6年ですので、上の子達3人がお世話になりまして、大変ありがたく思っております。ただ、今現在私の仕事が急にリストラになり失業中

で、子供達も安定職につかずに数か月分滞納しており、迷惑をかけていますが、次回の児童扶養手当等でお支払いを済ませたいと思っています。(大学等利用者)

- ・金銭面で大変お世話になり、感謝しております。他に会社の負債があったため、未だに返済しておりますが、なるべく早く返済したいと思っています。(大学等利用者)
- ・卒業後の五年間に自己破産や失業・介護と、私(母親)に変化があり、生活を維持するのが精一杯でした。思う様に返済できず、心苦しい毎日と不安と様々な要因と思われるけど、家族の死やストレス等で胃潰瘍が発症し、最悪の五年間でした。今年から正社員で仕事も見つかりましたので、返済も可能になるかと思いますが、月々の返済が1万円未満なら無理ではないと思います。(大学等利用者)
- ・返済が大変です。借入時に働いていた会社をリストラになり、収入も減って困っています。保険の満期が来るまで返済を待ってくれるようなのだが、解約して払えと言われ、仕方なく解約しました。今は、分割にしてもらって返済しています。(大学等利用者)
- ・10年間の返済予定で借入れましたが、後今年1年残っております。人生何があるかわからず、借入れ時と今では自分自身の状況がすっかり変わってしまいました。何とかやりくりしながら返済しておりますが、大変な思いでいます。(大学等利用者)
- ・据置期間を一年にしてほしいです。子どもが少ない給料で自活するのは大変です。卒業に出費、就職のために出費、アパートをかりたりする為出費。卒業し、就職する年は出費が大きいので、心身ともにヘトヘトになりました。その年すぐ返済するのは大変です。(大学等利用者)
- ・借りた年は違っても同時に返済がはじまるのが、すごく辛いです。(2年制の専門学校)出来れば少しずらしてもらえるといいのですが、子供は借りて学校に行けて社会人になれたので、贅沢な要望でした。(大学等利用者)

(7) 修学資金を利用した感想

図4は、この修学資金を利用した感想についてまとめたものである。修学資金を利用して学校に行くことができたこと、無利子であること、公的な制度で安心して利用できたことが、高く評価されている。また、修学資金を利用することで出費が抑えられ、結果として生活の安定につながったという者も7割を超える。

一方、半数以上が、連帯保証人の設定に抵抗があったとしている。利用にあたって世帯状況を確認されることに抵抗があったという者は、高校等利用者35.1%、大学等利用者22.0%となっている。また、3割を超える者が、返済が不安だとしている。

母子自立支援員に対する評価として、関わりがもてて良かったという者は高校等利用者の48.9%、大学等利用者の54.1%であるが、以下の自由回答にも見られるように、人によってその評価は分かれている。なお、2割強の者は、修学資金以外の生活や健康のことなどについても相談できて良かったとしている。

自由回答には、これらに関わる感想が記述されている。また、今回の調査に対する意見などもあった。

〈制度に関するもの〉

高校等利用者

- ・毎月振込用紙が送られ、その都度金融機関に支払いに行っているが、面倒である。銀行引落にしてくれたら、便利で助かる。(今のところ、その方法は出来ないと言われた)
- ・毎月の振込みが負担。銀行引き落としにしてほしいと思っている。
- ・2人目の子供に福祉資金を申し込んだ所、だめでした。上の子が高校・専門学校と借りているため、いくら子供と2人で返して行く事が条件でも、金額的に上限は有るのでしょうか？銀行などは母子が理由？かどうかわかりませんが中々借してもらえないのでは？必ずことわられます。
- ・この制度があって大変助かりました。なかった

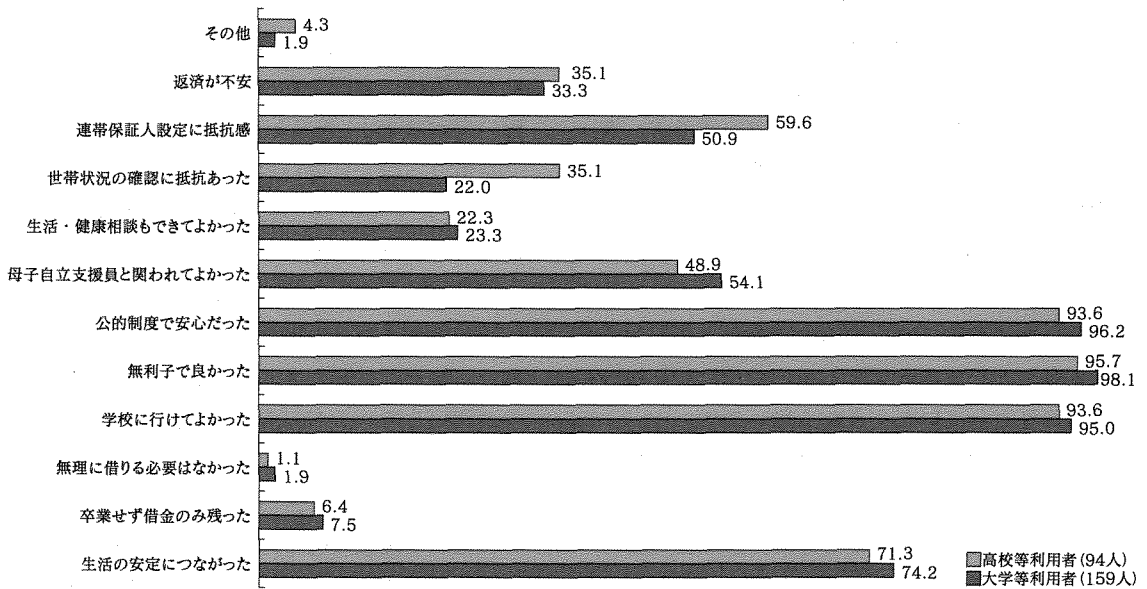


図4 修学資金を利用した感想（単位 %）

ら進学できなかったと思う。高校を卒業後進学（専門学校）しましたが、卒業迄の学費2年目等で、支払うのに苦労した。借入金額がもう少し多く出来たら、とても安心できたと思う。母子相談員の方がとても親身で心強かったです。

- 大学に行く時と二人目の子供が高校に行く時にも申し込んだが、他の奨学金制度を使うように言われ、そちらがだめだったらもう一度来て下さいといわれました。なぜ？
- 他の奨学金と比較して手続きがめんどろで金額が少ない。
- 高校・専門学校と借入れ額も大きくなり、将来の返済に対し不安をおぼえる。
- 大変でもなかったが（深く考える子ではないので）「在学証明書」をもらわねばならないのが、親として少し苦痛を感じました。でも現実の姿を見せる事も大事なので致し方ないと諦めました。

大学等利用者

- 毎月払込するが、私の銀行等から引き落としとかなになると楽と思います。働いているとなかなか払いに行く事が出来ないので心配です。
- 今も毎月返済中ですが、毎月銀行・郵便局へ持

参が、半日の休みがない時、大変です。引き落としも希望したいと申し出た時もありましたが、だめですね。でも私はお陰様でとても助かり、又子供も頑張って返済してくれていますので助かります。ありがとうございました。

- 返済方法は「銀行引き落とし」にしていただくと助かります。毎月のことですので……。この制度には大変感謝でした。
- はなれて暮らしていた息子が大学に入って間もなく、突然私に学資負担の依頼が来て、途方にくれましたが、相談に行った区役所の窓口でこの制度を知り、どうにか融資を受けることが出来、本当に助かりました。ありがとうございました。今、必死に返済しておりますが、出来ましたら返済方法は銀行の自動振替にしてほしいと思います。
- 余裕がある時に多めに返済したい時もあるので毎月送られてくるより先に支払い用紙が欲しいです。
- 返済方法ですが、1月のうちに二度返済日がある時がありまして困りました。（月初めと月末）自営をしていますので何とか返済してきましたが、この不景気で圧迫感があります。もし改善

していただけると今後借りの方が良いかと思
い、記述させていただきました。

- ・2人の子供が大学と専門学校へ進学しましたた
め、お世話になりました。母子の家庭です。資
産家、預金等のある方は、特に問題はない事と
思いますが、現実に母子家庭での学費は大変な
事です。仕事にて申込み手続きへ行けず、他で
借入をしてしのぎ、学費振込後、申込み手続き
は受付けてもらえず、つらい事もありました。
借入金額と一年に必要な学資の受け取り扱い
等の幅をもっていただきたく思います。
- ・私が体調を悪くして生活をしていくのに大変で
した。今も大変です。それで大学の日本育英会
から支援をしていただきました。日本育英会は
急用で出しましたのでとっても早くでした。
学費も後期分を3回～4回に分けてと大学にお
願いをしています。母子の福祉貸付金、3月、
4月と貸付してもらおうととっても助かります
のですが……朝と夜と仕事に行ってますので体
にきました。
- ・一人目の時はすんなり借入れができたが、二人
目は文部省管轄の大学ではなかったので、借入
れが出来ず、利息の伴うものになった。借入れ
が難しいので頼みにいくのにずいぶん大変であ
る。
- ・修学金にいたっては、どこから借りても無利子
であってほしい。

〈職員に関するもの〉

高校等利用者

- ・まずお借り出来た事に感謝しております。おかげ
様で元気で立派な大人に成長する事が出来、
幸せにくらしている娘を見るにつけ、本当に感
謝しています。ありがとうございます。自立
支援員の方の心あたたまる対応は、いつも頭が
さがりました。子供をかかえ、不安ばかりの中、
心強いアドバイス、生きていくのに本当に支え
になりました。どうぞこれからも私の様な方へ
のあたたかいお言葉かけてあげてください。ほ
んのささやかな事でも大きな支えになります。
ありがとうございます。

- ・一生懸命勉強したい子の為にとっても良かったと思
います。母子家庭と言うハンディの中とても
助かり高校、専門と進み、現在は保育士になり
働いております。姉弟と2人共借入れしました。
でも借りる時、きつい言い方をされ、とても傷
つきました。借りても返済できるのかい？と自
信はなく、とても悲しかったです。今は後少々
の返済になり喜んでおります。

- ・相談員のなまいきな態度、嫌な気持ちにさせら
れた。偉そうに説教された(何で?) (2人の子
供が利用しているが二度も……)

大学等利用者

- ・相談員の方は大変ご苦労をされていると思いま
すが、返済が困難な時も一人一人の状況をよく聞
いてくれて励まされました。この制度があっ
たので、変な所から借金をしないで良かったです。
- ・滞納があり、申し訳なく思っていますが、窓口
担当の方が大変親切に対応して下さい、感謝し
ています。完済したい意志を理解した上で、返
済方法の詳しい手順も知らせていただいて安心
して、返済の努力を見守ってくださるその対応
はありがたい事と思っております。
- ・お金を借りてとても助かりました。借りる時に
子供と一緒にいった時に、係の人が子供にお金
を返すようにちゃんと説明してくれました。
- ・制度はすばらしいもので、母子家庭の子も大学
へ進学出来るという希望をもちました。自立支
援員の方も大変親切で、いつもやさしい言葉を
かけてくれ、返済相談後も励ましの手紙も頂き
ました。嬉しかったです。一つ残念な事は、区
役所の窓口の職員が、この制度の手続きが良く
理解されておらず、住民票等を余分に用意させ
られ経費・手間もかかった。良い制度なので職
員の方々も十分にシステム等を理解されておく
べきだと私の場合は思いました。
- ・年に1回、借入れの手続きに区役所に2～3回
行く度に「これは借金ですから」と言われるこ
とに抵抗があります。相談員でも事務的な対応
の為、相談という感じでなく、単に借金の手続
きという感じです。

- ・福祉課の担当の女性の対応が無神経で思いやりに欠けます。生活苦の母子家庭の母親がどんな思いをして窓口に行くか、もっと人間味のある人の痛みのわかる人間を置いてほしい。二度と世話になりたくないと思いました。福祉課の窓口で傷つく人はたくさんいます。(そっちの調査も必要では?)借れた事には感謝しています。
- ・私の場合は主人の突然の死去により、心の準備のないまま母子家庭となりました。その為、この様な制度があると知り、随分と勇気づけられたのを覚えております。しかし、支払い方法や職員の態度、支払い用紙等々のプライバシーの侵害など様々な感情を持っております。感謝しつつも反面来年進学予定の次女には資金援助を申し込むつもりはありません。もう少し本人の立場にたって、思いやりのある職員の対応を望みます。
- ・2人目の子供の進学にも借入を致しましたが、私の働きと子供のアルバイトで学校を続ける事が出来なくなり、2人目は一年で退学し、仕事につきました。今は、2人分の支払いを続けています。支援員の態度に失望しました。支援員の方から借りるのではない事、理解していただきたいと思います。

〈アンケートに関するもの〉

大学等利用者

- ・アンケート結果がどのような形で資料となるのか最終的な形を知りたいです。調査対象となるデータの流出が安全なのでしょうか?
- ・今回のアンケートの実施について主旨は理解できます。しかし、個人情報(貸付を受けたものの氏名・住所その他)が、承諾なしで流れたことに驚きました。

〈その他〉

高校等利用者

- ・無利子で、卒業後本人が支払っていきける、という母子世帯にとってありがたい制度を知ったおかげで進学出来ました。本人の努力によって就職後返済続けています。
- ・どうしても母親だけの収入だけでは、子供の進

学は無理です。このような制度があるおかげで、息子も好きな自動車の勉強が心おきなくやれている様子です。本当に助かりました。

- ・短大の方も後二年で返済ができます。この制度を利用した事で学歴が身につきました。
- ・二人の子供が無事卒業でき、生活が大変でしたが、この母子寡婦福祉資金を利用して助かりました。又、ありのままに子供達に話してきて、長男は私を助けてくれまして、長女は結婚して、高校卒業出来て良かったと話してくれます。
- ・生保の者でも本人資格修学金があれば、体に負担のかからない仕事ができるので、自立できる制度があったらと思います。
- ・母子福祉資金の貸付けを受け(二人目の時)、二人の子供を無事卒業させる事が出来、大変感謝しております。
- ・利用できた事で子供を出学、相談員の方にも助言を頂き、私も今は知人の紹介で仕事につき、病院通院しながら仕事しております。有難い事が沢山ありました。人に恵まれるという事の有難さを子供にも伝えております。
- ・長男の高校入学で利用いたしましたが、3歳下に長女もいましたので、少しでも経済的にゆとりを持ちたかったので、借りました。その後、長女は本人の希望で短大進学のため利用し、現在本人が返済しております。
- ・兄弟そろって借りていますが、本当に大変たすかっています。下の子が大学行く時にもぜひお願いしたいと思います。
- ・こういう資金があって非常に助かりました。これからも一生懸命頑張ってる人たちのためにもこういう制度は継続してほしい。
- ・この制度がわかり、利用することが出来、当時とても助かりました。ありがとうございました。これからも続けてもっと利用しやすいようにして下さい。
- ・子供が就職後、再婚しました。夫には、一応話はしてありますが、結婚前の借入金という事で何となく心苦しい気持ちで書類関係は見せない様に返済してます。娘には親が高校まで卒業さ

せたという意地もあり、返済は私がしておりますが、私に何かあった時は自分で支払う様にと話をしてあり、本人もその気持ちで夫になった人にも話してあるそうです。でもこの資金を受けていた事で、本当に安心感がありました。ありがたく思っています。無利子なののが有難かった。その分、何かの時に寄付などさせてもらっています。

- とても入学の時は、助かりました。でも返せない人が多いと聞き、無理もないと思いました。でも親として子供のことは責任があります。そして返済していくことで次のお子様達が私と同じよう、助けられますようにと返済は必ずするつもりで居ります。本当に助けられました。ありがとうございます。
- 必要な時にこのような制度がありましたことは大変に有難く感謝して居ります。このような制度も国民（市民）の税金で運営されていますので、良き市民として又、何らかのかたちで世の中に役に立ちたいと思います。厳しい今の不況の時も助け合い、少しでも向上する援助制度の続くことを祈ります。
- 無利子で借入れでき、大変助かりました。
- 進学させる事ができて感謝しております。又、海外の学校への進学は前例がないとの事であきらめました。現在、留年したため、返済が不安です。
- 後で知った事ですが返済しなくても当の本人が市内で5年以上働く事で、返済しなくてもすむ福祉資金もあるようです。後2～3年、返済がありますが、少し大変な時もあります。
- 当時は大変な事情もあって落ち着いた生活が出来ず、役所へ足を運ぶのも制度の内容を調べるのも熱心が出来なかったのが残念でした。ですが当時はこの借入れも少しは支えになりました。別のことになりましたが、生活保護の実態をきちんと調べて欲しいと思います。そして母子家庭の母には、何とか仕事を優先的に確保して欲しいと思います。例えば役所関係の清掃業務など。生活保護受給者に対してもです。

- 仕事のない人の臨時の募集で決まった仕事なので、一年間だけなので次の仕事子供も今はなかなか仕事もなく、すぐみつかるかとても不安です。

大学等利用者

- 進学にあたり資金の相談にのっていただき、毎日お金の事で心配していたのが、貸していただけるという答えに肩の荷がおりたのをとてもありがたく思ったのを今でも思い出されます。
- 子どもも安心して学校に行けました。卒業してみると、とても助かりました。感謝しています。下の子は、利用しなかったのですが、今考えると少し後悔しています。2部に進学したのですが、やめました。
- 今回、長男、次女共この制度を利用して頂きました。私は母子家庭で、当時は仕事もパートだった為、余裕はなく、この制度のおかげで今春、2人共無事、卒業する予定です。有難うございました。
- この資金がありましたので、大学へ行く事が出来、本当に良かったと思っています。感謝しております。
- この制度があつて本当に助かりました。子供が学校に行けて就職が出来たのも福祉資金のおかげと感謝しております。ありがとうございます。
- 借入ができない時は、進学させないつもりでしたので、とても感謝しています。ありがとうございました。
- 子供に学校に行きたいと言われた時、この収入で返済の事や利息の事が心配でしたが、この制度のおかげで学校に行かせられたので、大変ありがたく思いました。
- とっても良い制度だと思っています。私自身、本当に助かりました。これからも継続していただきたいと思っています。
- このような制度があり、本当に助かりました。これがなければ専門学校にやれなかったと思います。この思いが一番大きく心にあります。他に何かあるかと問われれば多々ありますが本当

- にありがたいと思っています。
- お借りできて娘共に喜んでおります。その時、もう少しお借りしたく思いました。かならず返しますからと心から思いました。長男の時もお借りしたら息子も学校の先生になれたのにとその時、福祉資金の事を知りませんでしたので、残念です。
 - 10年間無利子で借りて大変に助かりました。後1〜2回で終わります。借りた子供が一生懸命働いて、きちっと返済に努力して居ります。もう29歳になります。親の方もほっとしている所です。大変に有難うございました。
 - 長男が東京の私大に行き、計画がくるい、次男の進学にあたり利用させてもらいました。次男は市内の大学でしたので、入学金と授業料だけでしたので、生活の安定につながりとても助けられました。この制度があつて本当に良かったと感謝しています。支払いはあと3年で終了します。ありがとうございました。
 - 資金を借りて息子は大学を卒業し、希望する会社へ就職して現在5年目で働いております。本当にありがとうございました。
 - 学年途中より制度を知り、途中からの利用でした。初めに知っていればと思う事もありました。無利子でお借り出来た事、とっても助かりました。
 - 当初この様な貸付資金制度を知らずに、民間の銀行で進学ローンをお願いしましたが、断られました。知人に母子福祉資金の事を聞き、利用する事ができて、とても感謝しています。
 - 借用することで子供を大学へ入れることができ、大変感謝しています。この制度がもっと広くゆきわたり抵抗なく借入できるようになって欲しいと思います。
 - 母子家庭でも進学したい人はたくさんいると思います。こういう制度というか、利用できたことは、良かったです。
 - おかげで子供に不安を与えずに学校へ行かせてあげられたのでとても感謝しています。返済も大きすぎず、滞りなく返していく事ができます。
 - 無利子で借りる事が出来、大いに助かっています。子供の自覚にもつながり親子で協力して返済していこうと考えています。
 - 現在の片親の（母子）福祉については、大変感謝しております。おかげ様でいろいろ援助等が受けられ、自信を持って子供を育てる事ができました。今後も老人・片親の福祉において更なる向上を願います。
 - 私の失業、疾病と大変な時でしたので、とても助かりました。
 - 預金で学校へ行くことは、出来たのですが、自分が病気をもっていたため、その後の生活が不安な為に利用させていただきました。おかげで助かりました。ありがとうございました。
 - 離婚して当初は預金などで進学させるつもりでしたが、この資金の事がわかり、利用した事によりあまり預金を使わず卒業させる事が出来て良かったと思っています。
 - 利用させて頂き、ありがとうございました。只、返済していない人も多いと聞き、残念に思います。能力も意欲もありながら経済的な事情で進学できない、これからの人達の為に自分が助けられた時のことを考え、きちんと返済して頂きたい。利息も無く、月々の返済は、決して重荷ではない筈だから……（因みに当家的下の子供は、現在返済中です）
 - とても良い制度だと思います。特に無利子なので助かりました。もう少し多めに借用できたのなら、生活も楽だったと思いますが、（私が借用した時は1月最高42,000円だった様に思います）返済の事を考えるとむずかしいものがあります。
 - 助かりました。返済は楽ではありませんが、滞納のないようお返しするつもりです。
 - 後もう少し残金が有るので終わるまで頑張ります。ありがとうございました。
 - 子供が学校を卒業して10年になりますが、初めの頃は、借入主である私（母親）が支払っておりましたが、4度ガンの手術を受け、仕事も続けられなくなり、昨年の2月より一人暮らしに

なったため、生活保護を受けており、支払いは子供がしております。下の子供は私立の4年制大学に日本育英会の奨学金を受けて3年前に卒業し、総合職として就職し、昨年結婚致しました。

- ・他から借りる所で返済しなくても良いところがある事がわかりました。それならそこから借りた方が子供に負担をかけなくてすんだので、子供に申し訳なく思っています。
- ・私の場合、子供が在学中の離婚でしたので、参考にはならない様な気がします。私の場合は、資金を借りて子供も大学卒業出来そうですし、資格によって就職も内定し、本当に助かりました。最初からの資金となると四年間母子家庭で通学させる事は、大変難しいと思います。特に、私大となると大変です。無利子はこれからも続けてほしいと思います。
- ・利用できて良かったです。残念なのは、単位不足で学校を続ける事が出来なかった事です。(親の責任だったと思います) アルバイトがきつかったので、休みがちだった。
- ・とても良い制度があって良かったと思いますが、子供が途中で退学し残念に思っております。父親が家出してとても生活が苦しかったので、助かりました。この制度が無ければ、大学や高校に入りたい子が入れないのです。

4. まとめ

収入が低く、子どもの就学に必要な費用を準備するのが難しい母子世帯にとって、この修学資金は、子どもの就学と卒業、それに伴う学歴や資格の取得を可能にするものとなっている。これは、修学資金の意義として重要である。また、公的な制度であり、さらに無利子で利用できることが、借入れの不安を軽減し、子どもの進学や就学をあきらめざるを得ないという事態を防ぐことに寄与している。

しかし一方で、調査を通じて、いくつかの制度上の課題や問題点も明らかになった。仕事に就き、家計を支えている多くの母親には、借入れの申し

込みに出向いたり、必要書類をそろえたりするための時間を取るのには、そう容易なことではない。さまざまな母子世帯の現実の生活に沿った制度の運用を考える必要がある。

連帯保証人の設定についても同様のことが言える。連帯保証人になること、なってもらうように頼むことは、現在の社会では簡単なことではなく、さらに、こうした公的な支援を切実に必要とする世帯ほど、連帯保証人の設定が困難である者が多いことが予想される。母子寡婦福祉資金と同様の、社会福祉における貸付である生活福祉資金では、世帯主が無職であったとしても、その世帯主を連帯借受人とし、就学する子どもを借受人として、連帯保証人を設定せずに利用することが可能である。母子寡婦福祉資金においても、連帯保証人を設定せずとも利用が可能になる方法を検討する必要があるだろう。

また、後の返済の負担を少しでも軽くしようとの配慮から、母子寡婦福祉資金の貸付の現場では、必要最低限の費用のみを貸すようにしていることも多い。しかし、子どもの就学には入学金や授業料のような直接的な費用以外にも、さまざまな間接的な費用が必要であり、借入れた金額だけでは足りない世帯も多い。さらに修学資金や支度資金の貸与が学校の納入期限に間に合わないこともある。修学資金だけでは不足する、あるいは納入が間に合わないために、結局、他から借入れをしなくてはならないこともあり得る。その場合には借入れ先が複数になるため、かえって返済の負担は大きくなる。負担が大きくなれば、生活の不安定化や、返済滞納に陥るリスクも高くなる。返済中の世帯の中には、日々の生活に直接関わる水道光熱費などの支払いにも苦勞している、あるいは、他から借入れをしてこの資金を返済しているなど、修学資金の返済のために日常生活が逼迫している世帯もみられる。今後さらなる分析が必要であるが、世帯の実情を考慮しないままに滞納への対応や指導がなされれば、これらの世帯をさらに追い詰めることになるだろう。

経済的な面で子どもの進学や就学にハンディの

ある母子世帯の現状をふまえたうえで、これらの世帯にとって利用しやすく、子どもの就学がより容易になるような制度のありかたを考えていく必

要があるだろう。

（北海道大学大学院教育学研究科博士後期課程）

（北海道医療大学看護福祉学部・助教授）